

教育委員会会議の議事録（平成31年3月定例会）

- ◆ 日 時 平成31年3月26日（火）午後2時から午後4時半まで
- ◆ 場 所 教育局第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐 々 木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉 田 利 弘	出席
委 員	加 藤 道 代	出席
委 員	花 輪 公 雄	出席
委 員	中 村 尚 子	出席
委 員	里 村 正 治	出席
委 員	阿 子 島 佳 美	出席

◆ 会議の概要

- 1 開 会
- 2 議 事 録 承 認 2月臨時会及び定例会
- 3 議事録署名委員の指名 加 藤 委 員
- 4 報 告 事 項

報告事項（1） 仙台市いじめ防止基本方針の改定について

（学校教育調整担当課長 報告）

資料にもとづき報告

里 村 委 員 いじめ条例の制定に合わせて、非常にわかりやすく良いものができたと思う。具体的には、市の教育委員と学校との密なる連携をもとに、我々もさらなる当事者意識を持って対処していくという方針が明確に書かれている点が良い。

条例といじめ防止基本方針と、これから見直す予定の学校基本方針、これらが三位一体になって学校現場で具体的に取り組む方向や考え方が明示されるところが良い。それに関して、この基本方針には、学校とともに校長が果たすべき役割がより具体的に盛り込まれている点も良い。

それから、いじめの防止といじめの早期発見に力点を置いて書かれているということで、いじめを根絶するためにはやはり早期発見という点も非常に大事だと思うので、その点が

強調されているということも良いと思う。

最後に、学校が実施すべき施策について具体的に記述されており、条例と相まって、学校でこれをマニュアルや手引書のように活用できるように作られている点も良い。

花輪委員 基本方針は平成26年3月に制定されているが、その後、本市は幾つかの痛ましい出来事、つらい出来事を経験してきた。その経験を踏まえた内容が多く盛り込まれているということは、非常に良い。特にいじめの未然防止、早期発見に力が入れられているところが良い。また、教員の力を向上させるための施策あるいは地域との連携が必要だという点が強調されているのも良い。

いじめが発生した後の対応について、校長の強いリーダーシップのもとで、市の教育委員会あるいは市長部局とも連携して、組織的な体制で対応するということがしっかり書かれているのも評価できる。

2点お願いがある。1点目は、この基本方針を絵に描いた餅ではなくて、実際に現場で実践されていくことが最も大事なところなので、広報、周知等々でこれが生かされるような施策をあわせて早急にとっていただきたいと思う。2点目はこれを受けて、学校ごとに基本方針を改定すると聞いている。大きな改定になると思うが、それを各学校に任せるには、過度な負担になる気がする。できれば、教育委員会あるいは先行する学校の協力を仰ぐなど、できるだけ各学校に負担がかからない形で、適切に基本方針が改定されるような支援を行ってほしい。

学校教育調整担当課長 学校への周知と学校基本方針の改定は非常に重要であるが、4月当初に合同校長会を予定しており、そちらでまず条例の改定、基本方針の改定等の説明をする。それ以外にも児童生徒や地域との意見交換といった今後行う手続きについて丁寧に説明させていただく場を設けて、よりよい学校基本方針になるように努めていく。

吉田委員 いじめ条例に関して市長が、普及を徹底させるという報道があった。我々としては、学校現場、地域に行き行って徹底させなければならないと思っている。特に今回の条例には、社会全体で受けとめるという共通理念があり、それぞれの立場における責務というものを明らかにした。中でも私は条例の第4条の中に児童生徒の責務についても明記したことが非常に大切だと思う。さらに、学校基本方針をつくる際にも、児童生徒が参画できる場面があるので児童生徒への促しをしっかりとっていただきたい。花輪委員も述べたが、ここまでできたものを絶対絵に描いた餅にはしたくない。そのためにも足を使って普及啓発に努めていかなければならないと、私自身も自覚した次第だ。

中村委員 この基本方針には条例の必要な部分が引用されているので、学校だけでなく保護者や、地域の方々、隅々まで行き届くように伝えていただきたい。学校は、この基本方針を受けて、学校いじめ防止基本方針を改定するが、その際に学校の一部の方だけで改定を行うのではなく、全員が参加できるような形をとっていただきたい。

今回の基本方針の中で私が一番良いと思っているのは、不断の見直しに関して明記された点である。この基本方針が見直される際には学校のほうも同じように変わっていける形をとっていただきたい。

阿子島委員 基本理念を初め随所に条例が記載されているので、読んだ方々がわかりやすいという印象を受けた。また、学校や保護者だけではなく、地域の方々についてもしっかりと記載されていて、仙台市は社会全体で子供たちの健やかな成長を見守っていく環境づくりを考えているということが感じられた。

今まで先生方が本当に忙しく、相談事を一人で抱え込んでしまって、ほかの先生に

相談できない場合が多かったと思うが、先生方全員がこれを読んでいただいて、ちょっとでも何か気にかかることはほかの先生方に声をかけて相談する体制をとっていただきたい。そして、何よりも子供たちが安心して学習やさまざまな活動に取り組んでいけるように、いじめ防止のためにもまず命の大切さということについて、いろいろな機会に伝えていただけるようお願いしたい。

(2) 仙台市いじめ問題再調査委員会による答申における「再発防止に向けた提言」への対応について

(教育相談課長 報告)

資料にもとづき報告

里 村 委 員 今後の展開として、例えば年に1回、項目ごとにレビューを行うなどの振り返りは行うのか。また、行うとすれば、その結果をどのようにしていこうと考えているのか確認したい。

教育相談課長 この再発防止策については、4月15日に開催する合同校長会で、校長先生方に説明したいと考えている。それから、先ほど不断の見直しとあったが、それぞれ具体的にどういった事業が展開できるかというのは、今後さらに検討が必要であると思うが、それぞれやはり長期スパンではなく、短期で成果を確認しつつ、必要な見直しを重ねながら、この再発防止策がより充実するよう努めていきたいと考えている。

里 村 委 員 よくP D C Aと言われているが、これはまだPの段階だ。だから、どういうD oをやるのか、どういうC h e c kをやるのか、それを今の段階でもう少しスケジュール化しておく必要があるのではないかと思うが、いかがか。

教育相談課長 どのように再発防止策を進めるのかということ、きちんと各学校に説明していく。取り組み状況についての具体的なスケジュールについては、一つは全市立学校を巡回しているいじめ不登校対応訪問チームで取り組み状況については日ごろからの確認を進めていきたいと考えている。また、全体的な検証となると、先ほどの検証会議等のスケジュールなども考慮しながら、年間を通したスケジュールを整理したいと考えている。

里 村 委 員 例えば半年後の9月頃に中間報告を教育委員会でいただきたいと思う。それから、内容が充実しているだけに、この再発防止策の数が40以上あるので、各学校の校長に、自分の学校で実施する防止施策を選択する余地を与えてもいいのではないかと思う。書いてあることを全部やれと言っても、学校によって濃淡が違うと思うので、学校に余り負担がかからない形で、P D C Aが回るような枠組みを検討されたいかと思う。

加 藤 委 員 総合的に非常に多くの視点を提供していただいたと感じる。この多くの視点は、ある学校では既に十分取り組まれている部分があったり、でもそこに力を込めているためにほかの部分が見えなくなっていたり、あるいは一生懸命やっていて実は多忙化になっていたり、最後のところがうまく機能していなかったり、いろいろな意味でそれぞれの学校の特徴の中で強みと弱みがある。その視点を提供してくれていると思うので、まずは自分の学校の特徴を、自分を知るという意味でも使っていただきたい。

それから、何らかの弱い部分が発見されたときには、まずはそこから取り組んでいただき、常にここに立ち戻って総合的、多角的な視点でチェックしていただきたい。

吉田委員 1ページの提言を受けてというところの2段落目の最後の部分、実施してきた施策の教育現場への浸透を十分に図ることができなかった教育委員会の取り組みというように、二度としてはならない。実際、たくさんの防止策が出たが、これらを実際に機能させなければ意味をなさない。学校の職員一人一人、児童生徒の一人一人まで浸透させていただきたい。

加藤委員 組織的な対応、管理運営のこともあるのだが、要は一つの学校の中で先生方が互いに補い合って、そしてコミュニケーションをとって全体として機能、大きな力を発揮できるような学校風土を高めていただきたい。

阿子島委員 この再発防止策を各学校で改めて実践していただくことがとても大切だと思う。それに加え、いじめに遭った児童生徒とその保護者に対しての情報共有や、教職員同士やほかの機関との連携も本当に大切になってきているので、この再発防止策をそれぞれの学校でもう一度改めて全職員が確認しながら進めていくとともに、情報共有の大切さということもちゃんと心にとめて実践していただきたい。

教育長 今回取りまとめた対応は、8分野で41項目掲げている。それぞれ教育委員会の対応あるいは学校の対応、先生方一人一人の対応というように、主体によって分けられているので、改めて主体ごとに何をすべきかを教育委員会事務局もそうだが、学校現場にも伝え、そして委員の皆様からお話あったように、これはPlanなので、Do、Checkをやらなければいけない。それは学校のいじめ対策の基本方針の策定、改定にも重なってくるので、そういった部分を網羅しながら、学校現場できちんと対応できるように教育委員会としても取り組んでいかなければならないと考えている。

(3) 不登校対策検討委員会からの提言について

(教育相談課長 報告)

資料にもとづき報告

加藤委員 不登校対策専任教諭は、「いじめ対策専任教諭と同様にコーディネーターの役割を兼ねた」と書いてあるが、具体的にどのような役割になるのか説明していただきたい。

教育相談課長 現在、学校の校務分掌として、不登校支援コーディネーターが全ての学校に1人いる。ただ、いじめ対策専任教諭のように、例えば授業時間の制限であるとか、しつかりとした取り組みの余裕が不登校コーディネーターには十分ではないという状況にあることから、各学校で不登校支援コーディネーターが中心になった取り組みができるように人を配置するという意味合いの提言である。

加藤委員 そうすると、いじめ対策専任教諭と同様の校務分掌、役割を持った専任教諭を不登校対策としてもう1人、学校の中に両方で2名となった場合に、いじめ対策専任教諭を1名、不登校対策専任教諭を1名というよりは、生徒指導教諭として2名いて、そこを分けずに働いていただけるとありがたい。

次に、学校訪問対応相談員だが、資料では直接子供たちの別室登校支援をしているように読めるが、教員のスーパーバイズではなく、生徒に当たる人ということか。

教育相談課長 こちらは昨年度試験的に別室を設置している学校に相談員3名を派遣し、子供の相談相手を中心に進めてきた。成果としては別室から教室に戻る子が一定の割合いたことから、今年度から事業として開始した。今年度は3名で約10校に週1～2回訪問し、同じような成果が出てきている。訪問相談員は研修も受けており、子供たちの相手だけでなく、教員の相談を受けて対応について助言することも徐々にだができるよ

うになってきている。

加藤委員 両方面からということだと思う。オンライン学習のことが出てきたが、これは具体的にどのぐらい可能なのかを聞かせてほしい。

教育相談課長 これは適応指導センターで外部からの協力を受けて、センターの中でオンラインの学習をするということは実施しているが、例えば自宅等で遠隔学習するということろまでは、まだ進んでいない。

加藤委員 一般市民及び企業を対象とする研修、セミナーとの記載があったが、これはどういう意味で企業というのが出てきたのか、教えてほしい。

教育相談課長 不登校支援ネットワークということで、適応指導センターが中心になっているのだが、多くの企業やNPO、いろいろな方に協力をいただき、子供の体験学習、職場体験、動物介護等を行っている。そういった子供たちの地域での活動の場ということ、いろいろな企業等に協力していただきながら、不登校の理解を進め、地域で子供たちを見ていくような全市的な取り組みに進めていくことが効果的ではないかという意味合いである。

加藤委員 17ページに書いてあるように、別室を設けることがいいのではなく、そこがどんな場になるかということが大事だという提言はそのとおりだと思う。別室であるか否かは別として、いろいろな意味でそこが作用していく、質を高めるというような視点をいただいているので、大変ありがたい。また、企業の方の活躍やオンライン学習など、一定の方向で進めていくよりは、いろいろと柔軟な方法をどんどん取り入れていこうという提言も大変ありがたいと思う。

花輪委員 不登校問題は報告書に書かれているように、本市は右肩上がりである。遂に平成29年度は出現率が2%を超えたということで、私の理解では全国的にも最も高い自治体の一つと認識している。この不登校問題についてどのように対処するかということで、この委員会が4つのアンケート調査をして、その要因は主に3つ、学習のつまずき、発達障害関係、それからコミュニケーションのとり方の不足、こういうものがあるのではないかという観点から分析して、さらにそれを乗り越えるための提言をさまざまな観点からいただいたことに対して敬意を表する。

ショックだったのは、スクールカウンセラーは相当認知がされているが、スクールソーシャルワーカーの認知が13%であった。何年も事業をやっているのに、認知度が低い。

この報告を受けて、喫緊の課題だと思うので検討評価委員会のようなものを設置して、さらに具体的に有効な手だてを議論していただきたい。一つ懸念しているのは、いじめ問題と平行にやっていくというのは現実的ではない。もちろんそれぐらい重要な案件であるから、専門の人たちを配置する、そういった委員会を置く等々、学校現場に求めるのはいいが、いじめ問題と不登校の問題を、どこまで独立に、どこまで連携してやるのかというのが今後の課題だと思う。

教育相談課長 いじめ問題も不登校問題も未然防止と早期対応、これが両輪だと我々は認識している。特に未然防止を考えると、やはりルールとリレーションのある子供たちが通いたい集団づくり、学校づくりが必要だ。これはいじめ対策であっても、不登校対策であっても、全ての教員がそういった意識を持って取り組むことが必要だと考えている。

もう一方でいじめと不登校は関係してくる場合も当然あるので、2人のリーダーを含め、学校組織で連携して対応していく必要があると考えている。

吉田委員 この報告は最終報告になるのか。この検討委員会が今後も継続してなされるのか、これで最終報告書にするのか。

教育相談課長 この検討委員会については今年度で終了ということで、一旦この報告をもって終わりとなるが、やはり先ほど申し上げたように、伴走型の新たに評価検証委員会を設置して、今後も引き続き助言を受けながら進めていきたいと考えている。

吉田委員 伴走型という言葉があったが、ぜひ、これが生きるように、かつ不登校の未然防止のために、不登校の要因を学校現場だけじゃなくて、家庭、報道を通して多くの人に自覚してもらうような働きかけをしていくべきだと思っている。不登校は単に学校に登校しないという問題ではなく、大きな社会問題だと思うので、伴走型の内容を充実させていただきたい。

里村委員 今日の報告に基づいて不登校をなくしていくにはどうしたらいいかという枠組みづくりとか、それをこの検討委員会の皆さんの意見を聞きながらつくってほしい。その枠組みづくりについて、6月とか7月の教育委員会に報告をしてほしいと思う。

もう一つは、小学校から中学校に上がったときに不登校の数が上がるが、それについての要因分析はされているのか。この小学校から中学校に上がるときに、極端に不登校が増えるというのは、原因分析をして対策をしなければいけないと思うが、どういふ対策を考えているのか。

教育相談課長 以前は中1ギャップという言葉があつて、環境が変わる中学校1年生に不登校がぐっと増えるということがよく言われた。今回の検討委員会の議論の中でも、小学校の中学年あたりの段階から不登校が潜在化しているという意見があつた。それは発達障害の問題、学力の問題など様々だが、何とか頑張つて小学校のうちには登校しているが、中学校でそれが顕在化する。だから、中学校になって突然不登校になるということではなく、その因子が小学校段階からいろいろあるというような意見は委員の皆さんが共通して出されていた。そうであれば、小学校の中学年の段階から、例えば学習面でお互いのコミュニケーションをどういふふうにとっていくとか、そういったサポートをどう進めていくかということも重要なポイントになると認識している。

里村委員 不登校対策を考えていく上での小中間のギャップの問題、それから顕在化するということについて、どうしてこの報告書に書かれていないのか。また、今後の枠組みをどうしていくかについて、教育委員会で説明をしていただきたい。

教育長 報告書を受けて次年度取り組む施策もあるので、そういった中で委員から指摘のあつた小学校と中学校の連携とか、中1ギャップの問題も含めて報告するよう考えていきたい。

学校教育部長 今の指摘は、報告書の10ページ上の表の一番右側の数字を見ていただきたい。登校渋りも含めた不登校が何年生頃から起き始めているかが示されている。中学校1年生が圧倒的に多いが、実は小学校4年生ぐらいから割合が上がっていることが見てとれる。表8の上にも表現しているが、小学校低学年で不登校に対する具体的な支援が必要であると考えられるという問題提起をいただいているので、これを踏まえて低学年からの対応を意識していかなければならないと思っている。

加藤委員 15ページの表21「学校との連携がうまくいっているか」という質問で未回答がすごく多いと思う。要するに、学校との連携がうまくいっているかと聞かれたときに、即座に答えられない。うまくいっているとも、いっていないとも答えにくい。この未回

答の28%というのは楽観視できない部分だと思う。本当にこの連携をどうやって達成していくのか、まだ見えない暗数のところをもっと深く考えていかなければいけないと思った。

阿子島委員 13ページでアンケート調査をしたときに、子供の予兆に気づいた3割の方が、子供が不登校になりそうだと気がついていても防げなかったというのは、とても残念だと思う。そして、保護者と学校がうまく連携されているとは出ているが、本当にそれができていたのか。認識のずれがあったのではないかということも、ここでやはり顕著に読み取る必要があるのではないか。今後そういうことを含めて検討していただきたい。

(4) 「小・中学校の接続・連携に関する調査研究委員会」からの提言について

(学びの連携推進室長 報告)

資料にもとづき報告

花輪委員 これも学校訪問3校、それから小中一貫教育のサミット、あるいはアンケート調査等々を行って、何が本市で今問題かを根本から考えようという形で議論していただいたと思う。その結果として、本市は義務教育学校に一举に移行するのではなくて、現在行っている小中連携教育あるいはその延長上の小中一貫教育が多大な成果を上げており、望ましい方向であるということ提言していると私は捉え、賛同する。

話は変わるが、こうした小中連携を行っても、不登校にはほとんど効果がないと書かれており、非常に驚いた。先ほど議論があったように、不登校というのは小学校から中学校に行くとき3倍増になることから小中連携は相当効果があると思っていた。

結論としてはこの調査研究委員会があるように、本市独自の地域とともに歩む学校、地域で育つ子供という視点というのは、これまで力を入れてやってきたし、成果が上がってきている。これを一步二歩と進めるためにも連携教育、一貫教育の方向に行くべきだということに賛同する。ただ、横浜市の義務教育学校と名取市の学校訪問の結果が紹介されており、かなり成果を上げている印象を受けた。義務教育学校を報告書の中で否定はしていないと思うので、義務教育学校も捨てないで、議論していくべきだと思う。

学びの連携推進室長 調査研究委員会の委員からは、モデル校など、特定の学校だけに一貫教育の考え方を取り入れるのではなく、全市的に底上げが必要なことから、これまで取り組んできた連携教育をさらに一步進めるのが良いとの意見が出された。これまでの小中連携教育という枠の中では、情報共有や交流活動が中心で、単発的に終わることも多かったことから、それを小中一貫教育という視点を取り入れることによって、共通の子供像をもとに義務教育9年間を系統的、継続的に指導、実践できるように、教育課程のほうにもメスを入れて、連携教育がより深まっていくことを期待している。

花輪委員 成功しているからその学校が良いということではなく、全市を底上げするにはどうという観点で議論すればいいのかというのが出ており、良い報告書だと思う。

吉田委員 全市として連携一貫教育として取り入れる時期というか、タイムスケジュールの見通しを確認させてほしい。

学びの連携推進室長 現時点では、こういった先行的な取り組みを行っているところなので、取り組みの良さをさまざまな場で紹介しながら、できるところから行っていくという考えで、まず各学校へ呼びかけて、できるだけ早く取り組んでいきたいと考えている。

吉田委員 そうすると、一斉に開始ではなくて、できるところからどんどん良い所を取り入れていくという発想ということで理解した。今後の方向性についてだが、その中に推進協力校の成果という言葉がある。この成果の内容はどんなものを想定しているのか。

学びの連携推進室長 推進協力校として考えたいところは、例えば学習面での小中一貫教育の考え方をを行ったところ、あるいは今話題になっている生徒指導の面で、小中一貫教育の視点を取り入れたもの、あるいはその中学校区で課題となっているところに力を入れて、小中一貫教育として教育課程を工夫していく、編成していくところ、さまざまなタイプで考えていきたい。

吉田委員 全く校種が違う学校が連携する、一貫するとすると、それだけの調整をするための時間が必要になるので、教員の多忙化を解消するためには、どういうふうによればいいのかということ、推進協力校で試してほしい。これをやらない限りは、いつものような学校研究の結果に終わってしまうと思う。24時間以上の時間を生み出すことはできないので、今やっている仕事の何かを捨象しなければならない。一体何を捨て去って、そして新しい制度をやって、新しい成果、新しい学校ができるかというものも、研究の対象にしてほしいと思うので、よろしくお願ひしたい。

中村委員 私もこれを読んで一番気になったのは本市の状況の最後に、打ち合わせ時間の確保や、多忙化等の課題が見えてきているという部分がすごく気になっている。教員の多忙化という問題はずっと続いており、小中連携をやることによって、どうやったらそれが解消されるのかという視点でも考えていただきたい。学校いじめ防止基本方針や、不登校の対策など、教員がやらなければならない仕事は山積みになっている。教員の仕事を整理するような部署を教育委員会につくるなど、対策が必要だと思う。

加藤委員 18ページに非常に重要だと思う指摘がされている。それは、子供たちが成長する上で、適度なギャップを乗り越える体験は必要という部分である。どうしてもギャップということでそこで問題が起きるといふように焦点を当てると、それをどうやってなくすかという発想になるが、ここで指摘しているのは、適度なギャップは成長を促す起爆剤であるということ。それを支えるのが教育であり、発達支援であるという発想だと思う。その直後には、校舎がかわり、服装も私服から制服になるなど、新しい環境の中で学び始めることが、子供たちにとってよい仕切り直しになっているとある。また、小学校6年生の児童からは、中学校に入ったら頑張るといった声が多く聞かれているという部分を忘れないようにして、問題を起こさないためにつなげるという消極的な発想ではなく、この内発的な動機づけというような、子供たちの意欲を盛り立てていくために何が必要なのかという積極的な議論を、ぜひ期待したい。

花輪委員 資料編の11ページの下の方の上から4番目、不登校が減少したというのが2校対5校で、全然関係なかったという部分を見てちょっとショックを覚えた。中1ギャップが緩和されたというのは6校対1校で、確かに中1ギャップは緩和されているのだが、不登校の減少とはダイレクトでないということで、なかなか難しい。

教育長 この資料編の資料全体は、政令指定都市の集計ということで、母体が仙台市に限ったものと政令市20市全体のものとあり、必ずしもイコールではない。ほかの政令市で仙台市よりも進んだ取り組みをしているところを参考にしながら、その成果をきちんとあらわすということも、大事だと感じている。

里村委員 28ページを見ていただきたいのだが、少しコミュニティ・スクールとの関係が出てくるので、その辺のことも検討して報告してほしい。ここでは、小中一貫教育を広げ

ていく手だてとして、コミュニティ・スクールは一定の効果があるのではないかという提言になっている。それから、コミュニティ・スクールという概念があって、今回の予算でも幾らかの金がついているが、まだ実際に動き出していると言えるほどではない。先ほど議論したいじめ防止基本方針の18ページにもコミュニティ・スクールのことが書いてある。したがって、コミュニティ・スクール、地域との連携あるいは家庭や地域との連携がいろいろな面から有効な働きをすることが期待されているので、いじめ防止の観点からも、あるいは小中一貫教育を広げていく観点からも、コミュニティ・スクールのあり方とか、その制度に命を吹き込むような教育行政をしてほしい。

教 育 長 コミュニティ・スクールについては、引き続き検討していく。

学びの連携推進室長 同時並行で教育委員会の中でコミュニティ・スクールの検討委員会も行っており、これまでに4回の検討委員会を開いており、それらをもとに提言をまとめているところである。小中一貫教育の提言との連動を考えながら進めていく。

(5) 要望事項の対応について

(学びの連携推進室長 報告)

資料にもとづき報告

(質疑無し)

5 付 議 事 項

第46号議案 仙台市教育委員会職員服務規程の一部改正について

第47号議案 臨時的任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

第48号議案 技能職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について

(人事課長 説明)

花 輪 委 員 介護休暇という名称が、家庭支援休暇に変わって適用範囲も広げるということだが、家庭支援休暇そのものの意味というのが、とりようによってはすごく広くとれるが、不妊治療だけに限るのか。限るとすれば、ガイドライン等々で限るということを周知するのか教えてほしい。

人 事 課 長 従来この休暇については、親族に介護が必要な方がおり仕事を休んで介護しなければならない状況の場合にのみ、休暇を認めていた。これに加えて今回、不妊治療を受ける場合に限って同じような枠組みで休暇を認める。名称については介護だけではないということで、名称変更とあわせて導入するものだ。要件としては、親族の介護と、職員の不妊治療の2つが要件となる。

花 輪 委 員 そう読めるガイドラインはあるのか。

人 事 課 長 親族の介護については、国家公務員にも同様の休暇制度がある。不妊治療については、国には同様の制度はなく、仙台市独自の休暇制度ということで今般導入に至ったものである。実際にそういう事情を抱えながら勤務している職員がいるということで、治療を継続しながら勤務も継続してほしいということでの導入に至ったものだ。

この2つの要件に限られるという部分については、この休暇以外にも我々のほうでどういった要件のときにどういった手続が必要だとか、こういった場合には該当する、しないというようなものを手引のような形で各職員には示しており、この中で不妊治療と親族の介護が要件に該当するというのを周知し、運用していく。

教育人事部長 これは仙台市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を受けての改正で、こちらの条例の中に家庭支援休暇は職員が要介護者の介護をするため、または不妊治療を受けるために勤務しないことが相当と認められる場合に認められる休暇であると定めている。

原案のとおり決定

第 49 号議案 小学校および中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(学事課長 説明)

吉 田 委 員 現在住んでいる方はいない地域の学区変更ということだが、今後ここには子供たちが住むことが想定されての今の変更なのか、教えていただきたい。

学 事 課 長 今後、子供が住むかどうかはわからないが、当該地域が仙台市に編入されるので、学区を割り振る必要があり、市境の変更とあわせて規則を改正するものである。

教 育 長 名取市と仙台市のこの緑青の部分を交換するという形で市境が区画される。現在も今後も耕作地であるので、住んでいる人はいないということだ。

吉 田 委 員 学区の編入だけでなく、市境が変更されるということで理解した。

原案のとおり決定

第 50 号議案 仙台市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について

第 51 号議案 仙台市学校給食センター条例施行規則の廃止について

第 52 号議案 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

(健康教育課長 説明)

(質疑無し)

原案のとおり決定

第 53 号議案 仙台市教育委員会公印規則の一部改正について

(総務課長 説明)

(質疑無し)

原案のとおり決定

第 54 号議案 仙台市科学館協議会委員の委嘱等について

(科学館長 説明)

原案のとおり決定

第 55 号議案 臨時代理に関する件について (職員の人事に関する事項について)

(人事課長 説明)

原案のとおり承認